



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 京都国道事務所	配 布 日 時	平成29年 6月 6日 14時00分
資料配布		

件 名	<b>国道9号で遮断機の操作訓練を行います</b> ～大雨等による通行止に備えます～
-----	---

概 要	<p>○京都国道事務所が管理する直轄国道では、大雨等に備え、異常気象時通行規制区間を設定し、連続雨量 230mm で通行止を行っています。</p> <p>○通行止の際、迅速に対応することを目的に、下記のとおり遮断機の操作訓練を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>■国道9号(観音地区)遮断機操作訓練</p><p>日 時:平成 29 年 6 月 8 日(木)16:00～16:30</p><p>場 所:京都府南丹市園部町上木崎 (国道9号 上木崎バス停横)</p></div> <p>○訓練実施に伴い、当日は短時間の片側交互通行を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>
-----	---

取 扱 い	—
-------	---

配 布 場 所	京都府政記者室
---------	---------

問 合 せ 先	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 副 所 長 松田 直記 保全対策官 今城 由貴 電話：075-351-3300
---------	--

## ■国道9号（観音地区）遮断機操作訓練

### 1. 日時

平成29年6月8日（木） 16:00～16:30頃

※小雨決行

### 2. 場所

京都府南丹市園部町上木崎（上木崎バス停横）

### 3. 実施内容

遮断機による通行規制の訓練

福知山方面車線の遮断機の操作を行います。

※遮断機操作訓練時は片側交互通行となります。

### 4. その他

取材をされる方は、駐車スペース確保のため事前に一報をお願い致します。

# 国道9号（観音地区）遮断機操作訓練 位置図



国道9号 観音地区

通行規制区間 L=4.0km

国道9号 観音地区

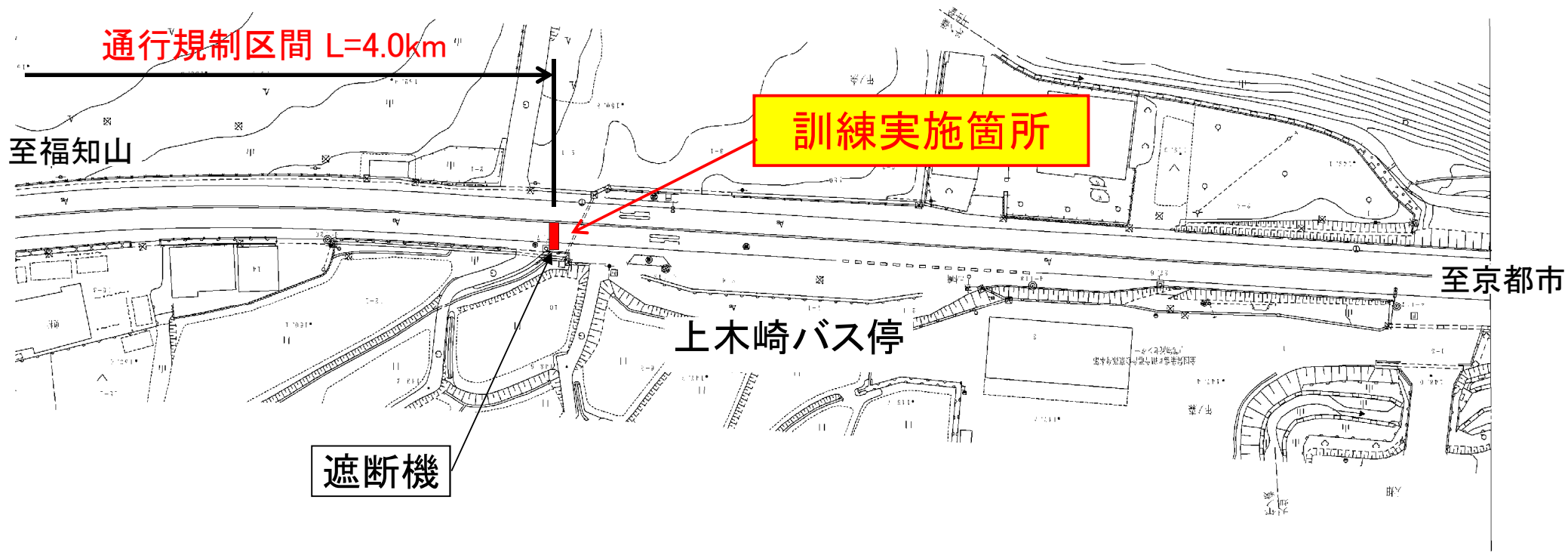
交通遮断機

訓練実施箇所

至大津市

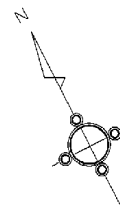
京都府  
2,647,660

# 国道9号（観音地区）遮断機操作訓練 拡大図



上木崎町

位置図



## ◆異常気象時通行規制区間の概要◆

京都国道事務所では、大雨による自然災害から人命を守るため、当事務所の管理区間のうち、以下の3箇所では異常気象時通行規制区間<sup>※1</sup>を設けています。各区間に設置した雨量観測所で観測された連続雨量により、段階的に注意強化体制、警戒体制を発令して対策にあたり、連続雨量が230mmに達した場合、自然災害の危険性が高まると判断し、非常体制を発令するとともに、区間内の通行止めを実施します。

### 【異常気象時通行規制区間】

路線名	区 間	体制対象雨量(連続雨量;mm)	
		警戒体制	非常体制 (通行止)
1号	京都市山科区北花山 ～東山区清閑寺(東山トンネル付近)	180	230
9号	京都市西京区大枝沓掛町 ～亀岡市篠町王子(老ノ坂峠付近)	180	230
9号	南丹市園部町上木崎 ～船井郡京丹波町新水戸(観音峠付近)	180	230

そこで、梅雨時期を控えるにあたり道路利用者の安全確保のため、通行止めの必要が生じた場合、迅速に対応することを主目的として、定期点検も兼ねて下記の内容で交通遮断機<sup>※2</sup>操作訓練を実施します。なお、訓練当日は次頁の実施箇所において短時間の片側交互通行を行いますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

また、上記以外にゲリラ豪雨等による時間雨量が60ミリを超えると冠水する恐れのある箇所があります。その場合は、段階的に注意体制強化、警戒体制を発令して対策にあたり、冠水水位が9cmに達した場合、通行が不可能となり非常体制を発令するとともに、区間内の通行止めを実施します。

### 【その他通行規制区間】

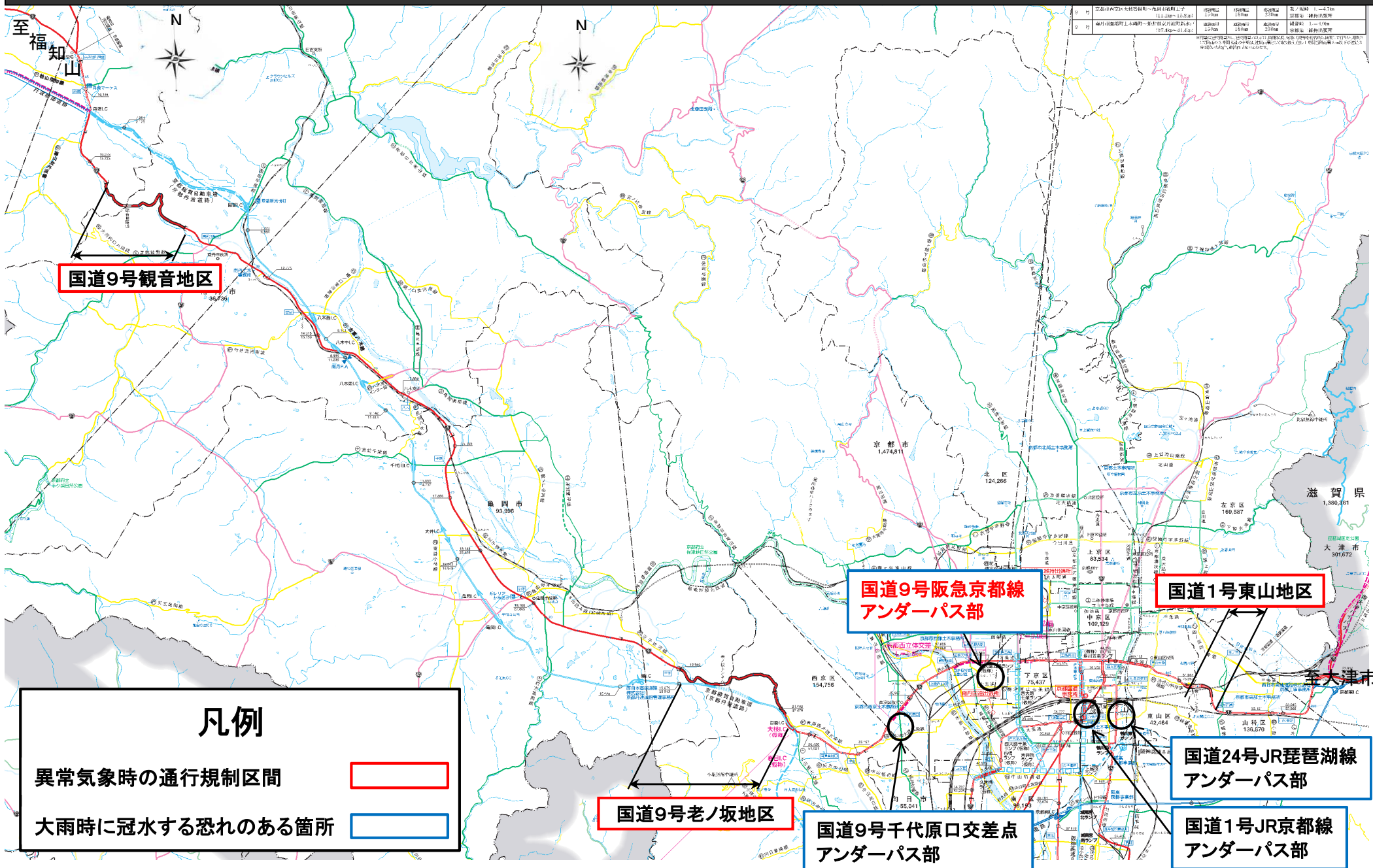
路線名	区 間	体制対象雨量(時間雨量;mm)	
		警戒体制	非常体制 (通行止)
9号	京都市右京区西院月双町～右京区西院久保 田町(阪急京都線アンダーパス部)	60	冠水水位が9cm

その他、鉄道や道路と交差するアンダーパス部が3カ所あります。ゲリラ豪雨等による大雨時には冠水する恐れがありますので道路情報板等の情報に注意して通行をお願い致します。

※1：大雨等の異常気象時において道路の通行が危険と認められる場合に、規制基準を定めて道路通行規制を実施する区間

※2：道路を通行止めにするために路側に設けられた装置

# 京都国道事務所 異常気象時における通行規制区間



国道9号観音地区

国道9号阪急京都線  
アンダーパス部

国道1号東山地区

国道9号老ノ坂地区

国道9号千代原口交差点  
アンダーパス部

国道24号JR琵琶湖線  
アンダーパス部

国道1号JR京都線  
アンダーパス部

**凡例**

異常気象時の通行規制区間

大雨時に冠水する恐れのある箇所